九　初期利子の適用利率　年〇・二九パーセント

十　第二期以後の利子の適用利率　年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、〇・六六を乗じた率。ただし、乗じた率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

十一　初期利子　平成二十七年六月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.29}{100}\times\frac{1}{2}$

十二　第二期以後の利子　毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額×$\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100}\times\frac{1}{2}$

十三　償還期限　平成三十六年十二月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成二十六年十二月十五日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十七年十二月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十七年十二月十五日から平成二十八年六月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{100}{79.685}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.29}{100}\times\frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈡　平成二十八年六月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{100}{79.685}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十七年十二月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十七年六月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{100}{79.685}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十七年六月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

○東北地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日　東北地方整備局長　縄田　正

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
にかほ市平沢字馬飼森一〇一番一から同市平沢字上町田一六番一〇まで	前	一一・一〇～一七・〇メートル	〇・八〇七キロメートル
	後	一二・七九～三八・二六メートル	〇・八〇七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日　東北地方整備局長　縄田　正

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大仙市協和稲沢字番屋四番三から同市協和荒川字木仏山一〇番三まで	前	一一・八一～一一・八二メートル	六三・五七メートル
	後	一一・八二～一九・八七メートル	二一・二一〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所